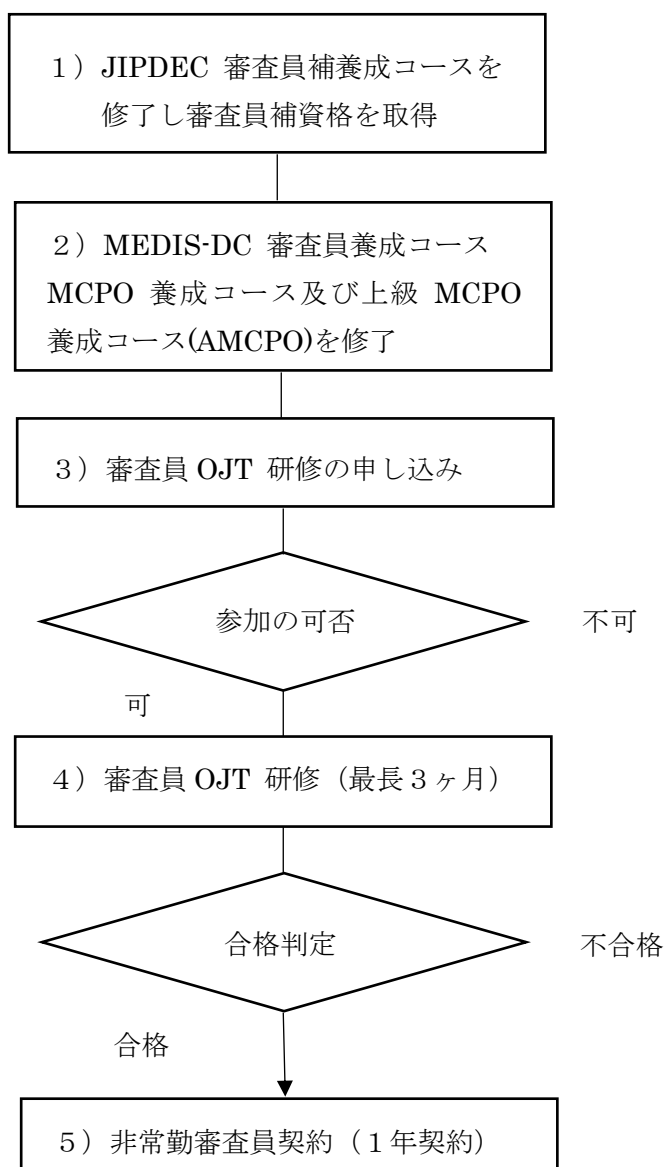


## 保健医療福祉分野のプライバシーマーク審査員の養成について

## 1. 目的

本規定は、一般財団法人医療情報システム開発センター（以下、「MEDIS-DC」という）で実施している保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与適格性審査における、審査員となるための手順を定める。

## 2. 審査員養成の流れ



### 3. 各フェーズの概要

#### 1) 審査員補資格の取得

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「JIPDEC」という）または認定研修機関が開催する、「プライバシーマーク審査員研修カリキュラム」を修了し、審査員補資格を有する。詳細については <http://privacymark.jp/> を参照。

#### 2) MEDIS-DC 審査員養成コース

「MCPO 養成コース」（1日）及び「上級 MCPO 養成コース」（1日）を修了。

注意：事情により1)と2)の受講が前後することも可とする。

#### 3) 審査員OJT研修の申し込み

略歴書、所属先概要等を添えて申し込む。対応できる人数に制限があるため、必ずしも申し込み者全員がOJT研修へ参加できるわけではない。参加の可否はMEDIS-DCが決定する（可不可の理由の説明はしない）。

#### 4) 審査員OJT研修

- OJT研修の参加費は無料とする。
- OJT研修の期間は、契約の日から最長3ヶ月とする（1回限り）。
- 本研修合格後、引き続き審査業務に携われること（自己都合による辞退は不可）。
- 研修内容
  1. 書類審査（最低3事業者）
  2. 現地審査（最低5事業者）
    - 第1回：見学
    - 第2回：トップインタビュー筆記
    - 第3回：書類審査、トップインタビュー筆記
    - 第4回：書類審査、トップインタビュー筆記、報告書執筆
    - 第5回：書類審査、トップインタビュー筆記、ヒアリング、報告書執筆
  3. 第4回目の現地審査終了後に、一度審査委員会へ出席することが望ましい。

\*現地審査の交通費は財団規定により支給する（現地審査地が審査員の居住地または勤務地に近いなら、近い方を起点とする）。現地審査以外の財団までの交通費は自己負担。

5) 非常勤審査員契約（1年間）

- JIPDEC 審査員登録（登録費用は自己負担）。
- 業務委託契約期間は1年間とし、月1～3回の審査業務に携われること。
- 自宅から MEDIS-DC までの交通費は報酬に含む。
- 報酬は業務量に応じたタスクポイント（1ポイント2万円）に応じて支払う（税別）。

A. 受理審査（形式審査）（1）

B. 書類審査（内容確認）（2）

C. 現地審査：トップインタビュー（1）

D. 現地審査：ヒアリング（1）

E. 現地審査：指摘事項執筆（2）

F. 改善報告確認（1）

G. 現地審査報告書執筆（2）

H. 審査委員会発表（1）

I. 審査全体の進捗管理（1）

- 審査員は原則として B,D,F,G,H の業務を担当することになるので、7ポイントとなる。主任審査員は、C,E,I を担当し4ポイント。新規・更新、規模にかかわらず均一。

以上

\*本件について、ご質問・ご要望等がありましたら下記にお願い致します。

一般財団法人 医療情報システム開発センター

プライバシーマーク付与認定審査室 吉田、岡峯

TEL : 03-3267-1925 e-mail : [privacy@medis.or.jp](mailto:privacy@medis.or.jp)